（削る）

十八～二十五　（略）

二十六　森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

二十六の二　（略）

二十六の二の二　特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

（削る）

二十六の三～二十六の十二　（略）

二十七　宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

二十七の二　農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

二十七の二の二　牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

二十七の二の三　採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

二十七の二の四　国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

二十七の三　農業を営むために法第二十条第三項第十二号の規定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の環境大臣が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。

二十七の四～二十七の八　（略）

（削る）

二十七の九　国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十　傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

（削る）

十七の十九　法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八～二十五　（略）

二十六　森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。

二十六の二　（略）

二十六の二の二　認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十六の二の三　特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十六の三～二十六の十二　（略）

二十七　宅地内にある植物で、法第二十条第三項第十一号の規定により環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。

二十七の二　国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る植物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。

二十七の二の二　認定保護増殖事業等の実施のために法第二十条第三項第十一号の規定により環境大臣が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

（新設）

二十七の三　農業を営むために法第二十条第三項第十二号の規定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（法第二十条第三項第十二号の環境大臣が指定する区域内において行うものに限る。以下次号において同じ。）。

二十七の四～二十七の八　（略）

二十七の八の二　認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の九　国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る動物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十　国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十の二　国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により都道府県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。